

令和6年第1回区議会定例会

議案説明資料

※議案第27号から28号については資料なし

(議案第 2 号)

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)により、個人番号は、社会保障、地方税又は防災に関する事務等であって条例で定めるものの処理に関して利用することができることとされているところ、このたび、区は、個人番号を利用することができる事務等を追加することにより、更なる区民の利便性の向上と事務の効率化を図ることとした。

また、行政機関等の間における特定個人情報の情報連携を速やかに開始できるよう番号利用法の一部が改正された。

このことに伴い、個人番号を利用することができる事務等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施したほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

- 1 個人番号を利用することができる事務に子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務を加えるとともに、この事務のために生活保護及び地方税に関する特定個人情報を利用することができることとする。(別表第 1 及び別表第 2)
- 2 番号利用法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。(第 2 条及び第 4 条)

<実施の時期>

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、前記 2 については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

【問合せ先】

情報管理課 内線 1 7 4 1

(議案第 3 号)

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」の規定により、人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等に職員を派遣しているところである。

このたび、地方税関係手続用電子情報処理組織を設置し、及び管理する事務等を行っている地方税共同機構から、職員の派遣依頼を受けたことを踏まえ、区としても、その業務が区と密接な関連を有することから、地方税共同機構に人的援助を行うこととした。

このことに伴い、地方税共同機構を職員を派遣することができる団体とする必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

任命権者が職員を派遣することができる団体に「地方税共同機構」を加えることとする。(第 2 条)

<実施の時期>

令和 6 年 4 月 1 日

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

(議案第4号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、戸籍法の一部が改正され、本籍地以外の区市町村長に対しても戸籍証明書等の請求ができることとされるとともに、戸籍情報を必要とする行政機関等において戸籍電子証明書等を取得するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行する制度が設けられること等とされた。

このことに伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料等を次のとおり定めることとする。(別表第2の1の項から2の2の項まで、5の項及び6の項)
 - (1) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき400円
 - (2) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき700円
 - (3) 区長が受理した届書等の画像データである届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき350円
 - (4) 届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類1件につき350円
- 2 本籍地以外の区市町村長に対しても戸籍証明書等の請求をすることができることとされたことに伴い、必要な規定の整備を行う。(第6条)

<実施の時期>

令和6年3月1日

【問合せ先】

区民課 内線1101

(議案第 5 号)

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

<改正の趣旨>

このたび、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)により、住民基本台帳法の一部が改正され、区市町村長は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード等の附票本人確認情報を都道府県知事に通知すること等とされた。

このことに伴い、電気通信回線による東京都知事への通知事項を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

電気通信回線による東京都知事への通知事項に附票本人確認情報を加えること等とする。(第3条の2から第6条まで)

<実施の時期>

改正法の一部の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

【問合せ先】

区民課 内線 1 1 0 1

(議案第6号)

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

杉並区立こども発達センターは、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターとして、児童発達支援等の事業を行っているところである。

このたび、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法の一部が改正され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化するとともに、障害種別にかかわらず必要な発達支援を受けられるよう、福祉型及び医療型の児童発達支援センターの類型を一元化すること等とされた。

このこと等に伴い、こども発達センターの事業に係る規定を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

こども発達センターが行う事業に、「心身障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助に関すること」を加えるほか、事業に係る規定で引用している児童福祉法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の条項を改めること等とする。(第2条及び第3条)

<実施の時期>

令和6年4月1日。ただし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の条項を改める部分は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の一部の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

【問合せ先】

障害者施策課 内線1141

(議案第7号)

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌すること等により、条例で定めているところである。

このたび、基準省令の一部が改正され、管理者が兼務することができる事業所の範囲を改めるほか、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束等を行ってはならないこととするとともに、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けること等とされた。

このことに伴い、基準省令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する4件の条例を条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第1条による杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正
 - (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、管理者が兼務することができる事業所の範囲を改めるほか、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと等とするとともに、運営規程の概要等の重要事項を原則としてウェブサイトに掲載すること等とする。(第2章)
 - (2) その他の地域密着型サービスについて、前記(1)と同様の改正を行うこと等とする。(第3章から第9章まで)
- 2 第2条による杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

介護予防認知症対応型通所介護その他の地域密着型介護予防サービスについて、前記1(1)と同様の改正を行うこと等とする。(第2章から第4章まで)
- 3 第3条による杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指

定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

介護予防支援について、前記 1（1）と同様の改正を行うこと等とする。（第 2 章から第 4 章まで）

4 第 4 条による杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正

居宅介護支援について、前記 1（1）と同様の改正を行うこと等とする。（第 2 章及び第 3 章）

<実施の時期等>

1 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（附則第 1 条）

2 必要な経過措置を定める。（附則第 2 条から第 5 条まで）

【問合せ先】

介護保険課 内線 1 3 1 1

(議案第 8 号)

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等について、内閣府令で定める基準を参酌すること等により、条例で定めているところである。

このたび、基準府令の一部が改正され、特定教育・保育施設等の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこと等とされた。

このことに伴い、基準府令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 2 件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第 1 条による杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

特定教育・保育施設等は、運営規程の概要その他の利用申込者の特定教育・保育施設等の選択に資すると認められる重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。(第 23 条)

2 第 2 条による杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正

認可外保育施設において提供されるサービスの内容がインターネットを利用して公衆の閲覧に供されていなければならないこととする。(第 3 条)

<実施の時期>

令和 6 年 4 月 1 日

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 4 1

(議案第9号)

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区営住宅に入居するためには、原則として、現在同居しているか、又は同居しようとする親族があることを必要としているところであるが、配偶者からの暴力の被害者等については、単身者であっても入居を可能としているところである。

このたび、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部が改正され、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲を拡大するとともに、保護命令の期間を伸長すること等とされた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

使用者の資格に係る規定で引用している「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の条項を改める。(第6条)

<実施の時期等>

- 1 令和6年4月1日(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

住宅課 内線3531

(議案第10号)

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、令和4年1月に「杉並区定員管理方針」（以下「方針」という。）を策定し、方針に基づき職員数を適正に管理してきたところである。

このたび、区立児童相談所の職員の計画採用者数を増やすこととしたこと等、方針の策定時には想定し得なかった新たな行政需要への対応が求められていること及び改定した総合計画・実行計画等を踏まえた職員体制を確保する必要があること等から、方針を改定した。

改定後の方針において、令和12年度までの職員数の上限を3,700人としたことを踏まえ、条例で定める職員の定数については、当該職員数の上限から休職者、育児休業者等の定数外職員の想定数である84人を差し引いた3,616人とする事とした。

このことに伴い、職員の定数を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

職員の定数の合計を「3,467人」から「3,616人」に改めること等とする。（第4条）

<実施の時期>

令和6年4月1日

【問合せ先】

人事課 内線1511

(議案第11号)

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、新たな地域コミュニティ施設として、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南を設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
位置	杉並区高円寺南二丁目40番24号 (高円寺東保育園及び高円寺図書館と併設)
敷地面積	3,945.01㎡
建築面積	2,046.64㎡
延床面積	4,788.01㎡のうち、 コミュニティふらっと高円寺南部分1,223.38㎡
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上3階建て
施設内容	地下1階 ラウンジ、集会室、多目的室、楽器練習室等 1階 ラウンジ、集会室等

<改正の概要>

- 1 コミュニティふらっと高円寺南の設置に伴い、その名称及び位置を定めるとともに、コミュニティふらっと高円寺南は、高円寺図書館との複合的施設として設置することとする。(別表第1)
- 2 コミュニティふらっと高円寺南の施設及びその利用料金を定める。(別表第3)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日(令和7年3月を予定)から施行する。(附則第1項)

- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。（附則第2項及び第3項）
- 3 杉並区行政財産使用料条例の一部改正（附則第4項）
高円寺区民事務所高円寺中央会議室の目的外使用料に係る規定を削除する。（別表第2）

【問合せ先】

地域課 内線3761

(議案第12号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部が改正され、障害の特性に起因して生じる緊急の事態への対応や施設等からの地域移行の推進を図る事業を同法の地域生活支援事業に位置付けるとともに、区市町村は、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等を整備するものとされた。

また、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部が改正され、同法の題名等が改められた。

これらのこと等に伴い、地域生活支援拠点等に係る地域生活支援手数料を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 地域生活支援拠点等に係る地域生活支援手数料を定めること等とする。
(別表第1の2の項)
- 2 延べ面積が1万平方メートルを超える特定構造計算基準等適合審査手数料に係る規定を削除する。(別表第1の77の2の項及び92の6の項)
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料等に係る規定で引用している「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等の題名を改める。(別表第1の123の8の2の項から123の8の4の項まで、123の9の項から123の11の項まで及び備考)
- 4 地方税法の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行う。(別表第2の12の項)

<実施の時期等>

- 1 令和6年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部改正(附則第2項)
必要な規定の整備を行う。

【問合せ先】

障害者施策課	内線 1 1 4 1
建築課	内線 3 3 2 1
課税課	内線 1 2 0 1

(議案第13号)

杉並区中小企業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、区内の産業の振興を図るため、中小企業者に対して、経済の急変等に対応するための運転資金として、経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金の融資をあっせんしているところである。

このたび、長引く物価高等による影響を受けている中小企業者を支援するため、経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金の特例として、区の中小企業資金融資あっせん制度による融資を受けている者を対象に借換資金の融資をあっせんすることとした。

このことに伴い、現に事業資金の融資を受け、当該事業資金を借り換えようとする者に係る経営安定運転特例資金等の限度額等の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

現に事業資金の融資を受け、当該事業資金を借り換えようとする者が、令和6年4月1日から区長が別に定める日までの間に経営安定運転特例小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあっせんの申込みをした場合におけるこれらの資金の限度額を700万円から2,000万円に引き上げること等とする。(付則第5項)

<実施の時期>

令和6年4月1日

【問合せ先】

産業振興センター 内線4114

(議案第14号)

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、区内に住所を有する65歳以上の第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間における保険料について、今後3年間の人口推計や保険給付の見込み等に基づき、その額を見直すこととした。

また、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、介護保険法施行令の一部が改正され、保険料の標準段階の多段階化等が行われた趣旨を踏まえ、保険料段階を現行の14段階から17段階に改めることとした。

このことに伴い、保険料率を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

保険料段階を17段階とするとともに、令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者の保険料額を改めること等とする。(第13条及び第15条)

<実施の時期等>

- 1 令和6年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

介護保険課 内線1311

(議案第15号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、築45年を超え、老朽化が進んでいる杉並区立高円寺東保育園を移転することとした。

このことに伴い、高円寺東保育園の位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立高円寺東保育園
位置	杉並区高円寺南二丁目40番24号 (コミュニティふらっと高円寺南及び高円寺図書館と併設)
敷地面積	3,945.01㎡
建築面積	2,046.64㎡
延床面積	4,788.01㎡のうち、 高円寺東保育園部分1,153.62㎡
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上3階建て
施設内容	1階 3歳～5歳児室、調理室、事務室、トイレ、園庭等 2階 0歳～2歳児室、トイレ、ホール等

<改正の概要>

高円寺東保育園の位置を「杉並区高円寺南一丁目28番4号」から「杉並区高円寺南二丁目40番24号」に改める。(第1条)

<実施の時期>

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日(令和7年6月を予定)

【問合せ先】

保育課 内線1371

(議案第16号)

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、築55年を超え、老朽化が進んでいる杉並区立高円寺図書館を移転することとした。

このことに伴い、高円寺図書館の位置を変更する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立高円寺図書館
位置	杉並区高円寺南二丁目40番24号 (コミュニティふらっと高円寺南及び高円寺東保育園と併設)
敷地面積	3,945.01㎡
建築面積	2,046.64㎡
延床面積	4,788.01㎡のうち、 高円寺図書館部分2,314.20㎡
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上3階建て
施設内容	2階 児童開架コーナー、おはなしの部屋等 3階 一般開架コーナー、対面朗読室等

<改正の概要>

高円寺図書館の位置を「杉並区高円寺南二丁目36番25号」から「杉並区高円寺南二丁目40番24号」に改めるとともに、高円寺図書館は、コミュニティふらっと高円寺南との複合的施設として設置することとする。(第1条)

<実施の時期>

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において杉並区教育委員会規則で定める日(令和7年3月を予定)

【問合せ先】

中央図書館 内線4715

(議案第17号)

下高井戸おおぞら公園第二期整備工事の請負契約の締結について

件名	下高井戸おおぞら公園第二期整備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区上高井戸三丁目5番15号 箱根・大場・勇和建设共同企業体 代表者 箱根植木株式会社 代表取締役 和田 新也
契約の金額	852,500,000円
契約の目的	「都市計画下高井戸公園の基本計画」に基づき、下高井戸おおぞら公園の東側を、災害時にも活用できる公園として整備するとともに、健康増進に繋がるスポーツのできる公園として多目的スポーツコートを建設する。
工事概要	主な工種 施設撤去工 一式 敷地造成工 一式 園路広場整備工 一式 施設整備工 一式 植栽整備工 一式 給水設備工 一式 雨水排水設備工 一式 汚水排水設備工 一式 多目的スポーツコート整備工 一式 電気設備工 一式 仮設工 一式
工事期間	契約締結の翌日から令和8年2月27日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和6年1月19日
入札参加者数	自主結成された3社を構成員とする建設共同企業体3者

【問合せ先】

経理課 内線1531
みどり公園課 内線3571

(議案第18号)

図書（令和6年度小学校教師用指導書）及びデジタル教科書の買入れについて

件名	図書（令和6年度小学校教師用指導書）及びデジタル教科書の買入れについて
契約の方法	随意契約
契約の相手方	新宿区百人町一丁目22番20号 東京都第一教科書供給株式会社 代表取締役 棟方 修司
契約の金額	177,601,050円
契約の目的	教師が指導教材として使用する教師用指導書及びデジタル教科書を杉並区立小学校で使用する教科書の供給会社から購入する。
履行概要	区立小学校における教師用指導書及びデジタル教科書の買入れ 指導書 種類 13種目 数量 5,109冊 デジタル教科書 種類 3種目 数量 640ライセンス
仮契約日	令和6年1月22日
納入期限	契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

【問合せ先】

経理課 内線1531

庶務課 内線1601

(議案第19～22号)

令和5年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、緊急を要する経費や新たな事情の変化に伴う経費を計上するとともに、今年度の清算的要素を含む事業について計上するものです。

1. 議案第19号	令和5年度杉並区一般会計補正予算(第8号)
------------------	------------------------------

【概要】

補正事業 114事業 (増額26事業、減額85事業、増額・減額共3事業)
△1,737,390千円
財源更正 7事業

【主な歳出予算】

○施設整備基金積立金 2,842,615千円
○財政調整基金積立金 940,593千円
○国民健康保険事業会計繰出金 869,823千円
○障害者自立支援サービス 568,926千円
○生活保護費 254,230千円

【主な歳入予算】

○特別区財政交付金 2,000,000千円
○国庫支出金 △2,404,127千円
○繰入金 573,812千円
○諸収入 255,673千円
○特別区債 △1,972,000千円

【繰越明許費】

○追加 (単位:千円)

No.	款	項	事業名	金額
1	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	4,158
2	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	35,808
3	生活経済費	産業経済費	中小企業支援	33,648
4	保健福祉費	社会福祉費	高齢者在宅サービスセンター等の維持管理	109,100
5	保健福祉費	保健衛生費	予防接種	22,644
6	都市整備費	土木建設費	都市計画道路の整備(補助第132号線)	4,579
7	都市整備費	土木建設費	都市計画道路の整備(補助第221号線)	47,155

【債務負担行為】

○追加

(単位：千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	橋梁の長寿命化と補強・改良 (神通橋整備工事に係る建設負担金)	令和6年度まで	17,000
2	橋梁の長寿命化と補強・改良 (大成橋整備工事に係る建設負担金)	令和9年度まで	34,000
3	指定管理者制度による大田黒公園の管理運営	令和10年度まで	140,000
4	指定管理者制度による角川庭園の管理運営	令和10年度まで	109,000
5	指定管理者制度による荻外荘公園の管理運営	令和10年度まで	391,000
6	指定管理者制度による宮前図書館の管理運営	令和6年度まで	5,000
7	指定管理者制度による成田図書館の管理運営	令和6年度まで	10,000
8	指定管理者制度による阿佐谷図書館の管理運営	令和6年度まで	12,000
9	指定管理者制度による南荻窪図書館の管理運営	令和6年度まで	4,000
10	指定管理者制度による下井草図書館の管理運営	令和6年度まで	3,000
11	指定管理者制度による高井戸図書館の管理運営	令和6年度まで	5,000
12	指定管理者制度による方南図書館の管理運営	令和6年度まで	11,000
13	指定管理者制度による今川図書館の管理運営	令和6年度まで	13,000

○変更

(単位：千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	公共施設予約システム維持管理 (公共施設予約システムの再構築)	令和7年度まで	37,000
	↓		
	公共施設予約システム維持管理 (公共施設予約システムの再構築)	令和7年度まで	142,000
No.	事 項	期 間	限 度 額
2	障害者入所・通所施設の整備 (久我山一丁目都有地障害者施設建設助成)	令和6年度まで	119,000
	↓		
	障害者入所・通所施設の整備 (久我山一丁目都有地障害者施設建設助成)	令和6年度まで	123,000
No.	事 項	期 間	限 度 額
3	富士見丘小・中学校の改築 (中学校)	令和7年度まで	3,265,000
	↓		
	富士見丘小・中学校の改築 (中学校)	令和7年度まで	3,492,000
No.	事 項	期 間	限 度 額
4	中瀬中学校の改築	令和7年度まで	3,767,000
	↓		
	中瀬中学校の改築	令和7年度まで	4,378,000

2. 議案第20号 令和5年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）**【概要】**

補正事業 12事業（増額6事業、減額6事業） 533,002千円
財源更正 7事業

【主な歳出予算】

○国民健康保険一般療養の給付 △100,000千円
○保険給付費等交付金償還金 557,136千円

【主な歳入予算】

○国民健康保険料 △1,144,966千円
○繰入金 1,109,888千円
○繰越金 672,565千円

3. 議案第21号 令和5年度杉並区介護保険事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業 4事業（増額4事業） 1,873,442千円
財源更正 2事業

【主な歳出予算】

○介護保険給付費準備基金の積立 991,280千円
○一般会計繰出金 561,137千円

【主な歳入予算】

○繰入金 △11,488千円
○繰越金 1,858,264千円

4. 議案第22号 令和5年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業 4事業（増額3事業、減額1事業） △126,025千円
財源更正 2事業

【主な歳出予算】

○広域連合分賦金 △244,657千円
○一般会計繰出金 97,675千円

【主な歳入予算】

○後期高齢者医療保険料 99,509千円
○諸収入 △238,338千円

(議案第23号～26号)

令和6年度杉並区各会計当初予算

1. 令和6年度杉並区一般会計予算

【予算規模】222,892,000千円(前年度比12,192,000千円、5.8%増)

【歳入歳出総括】

○歳入

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 特別区税	69,252,609	△484,172	99.3%
2 地方譲与税	838,000	67,000	108.7%
3 利子割交付金	250,000	20,000	108.7%
4 配当割交付金	1,510,000	280,000	122.8%
5 株式等譲渡所得割交付金	1,560,000	370,000	131.1%
6 地方消費税交付金	13,800,000	△370,000	97.4%
7 自動車税環境性能割交付金	230,000	20,000	109.5%
8 地方特例交付金	2,893,582	2,581,582	927.4%
9 特別区財政交付金	52,550,000	2,850,000	105.7%
10 交通安全対策特別交付金	40,000	△6,000	87.0%
11 分担金及び負担金	2,415,281	△451,759	84.2%
12 使用料及び手数料	3,808,780	△56,529	98.5%
13 国庫支出金	37,177,121	3,272,900	109.7%
14 都支出金	21,372,220	3,168,914	117.4%
15 財産収入	716,872	161,702	129.1%
16 寄附金	31,743	△832	97.4%
17 繰入金	4,887,159	1,484,073	143.6%
18 繰越金	2,500,000	0	100.0%
19 諸収入	2,953,633	593,121	125.1%
20 特別区債	4,105,000	△1,308,000	75.8%
合計	222,892,000	12,192,000	105.8%

○歳出

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 議会費	815,907	16,612	102.1%
2 総務費	8,286,548	1,637,651	124.6%
3 生活経費	8,496,203	1,361,437	119.1%
4 保健福祉費	112,435,501	3,329,225	103.1%
5 都市整備費	15,774,736	2,538,189	119.2%
6 環境清掃費	7,873,874	221,223	102.9%
7 教育費	24,806,748	△475,322	98.1%
8 職員費	40,959,671	3,160,675	108.4%
9 公債費	3,142,810	402,310	114.7%
10 諸支出金	2	0	100.0%
11 予備費	300,000	0	100.0%
合計	222,892,000	12,192,000	105.8%

【債務負担行為】38事項 9,896,000千円

【地方債】9事業 4,105,000千円

『基本構想に掲げる 8 つの分野に沿った主な施策』

【防災・防犯】 分野／みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

○耐震化・不燃化促進、狭あい道路拡幅整備・突出電柱の移設促進	2,429,084 千円
○感震ブレーカーの設置促進、防災カメラの設置拡充、エレベーター用備蓄品セットの配備	28,531 千円
○グリーンインフラ等による雨水流出抑制対策の強化 ～透水性舗装・雨水浸透・貯留槽の拡充、対話等による取組の検討～	95,160 千円
○災害備蓄品の充実 ～発災後 3 日間を乗り切る食料備蓄・女性用備蓄品の充実～ ～震災救援所における間仕切りセットの配備やトイレ用品(収便袋)の充実～ ～蓄電池の前倒し配備～	70,913 千円

【まちづくり・地域産業】 分野／多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

○グリーンスローモビリティの運行開始 ～荻窪駅南側エリアの回遊性の向上～	30,000 千円
○新たなモビリティサービスの実証実験 ～M a a S の実装に向けた取組・A I オンデマンド交通の実証実験～	30,800 千円
○自転車活用の推進 ～自転車フレンドリープロジェクトの実施～	1,052 千円
○住宅確保要配慮者の居住支援 ～セーフティネット住宅の登録促進と家賃助成制度等の検討・実施～	6,240 千円
○商店街支援の充実 ～商店街トライアル事業の創設～	4,200 千円
○地産地消の推進 ～学校給食における地元野菜の活用の推進～	4,552 千円

【環境・みどり】 分野／気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

○気候区民会議の開催	13,355 千円
○ゼロカーボンシティ機運醸成 ～「IMAGINUS」との連携による体験型企画展などの実施～	6,999 千円
○ワンウェイプラスチックの使用削減 ～イベント向けリユース容器貸出・事業者向けリユース容器活用支援の実施～	9,002 千円
○製品プラスチック分別回収のモデル実施 ～3 地域約 3,400 世帯～	5,777 千円
○市民緑地の整備・開設 ～「いこいの森」(南荻窪三丁目屋敷林)～	16,620 千円
○公園等の整備 ～下高井戸おおぞら公園の拡張整備、荻外 ^{てきがいそう} 荘公園の整備・開園、(仮称)杉並第八小学校跡地公園の整備、梅里児童遊園の拡張整備、(仮称)下高井戸四丁目第二公園の整備～	1,676,278 千円

【健康・医療】 分野／「人生 100 年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

○がん検診の推進 ～着実な実施・精度管理の強化～	979,562 千円
○感染症管理システムの改修・運用	40,700 千円
○ICTを活用した災害時の保健医療活動体制の充実 ～地域BWAを活用した通信体制の整備～	8,392 千円
○精神保健業務電子カルテシステムの構築・運用	35,005 千円

【福祉・地域共生】分野／すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

○地域支え合いの仕組みづくりの推進、重層的支援会議の設置	30,271 千円
○地域包括支援センター（ケア24）の運営事業者に対する財政支援の拡充	110,195 千円
○主任ケアマネジャー・ケアマネジャーに対する法定研修受講料の助成	4,274 千円
○生理用ナプキンの無料配布の拡充 ～無料配布用機器の設置等～	985 千円
○重度障害者施設の整備 ～（仮称）久我山生活園の整備～ ～すぎのき生活園の長寿命化改修～	166,016 千円
○手話言語条例の趣旨を踏まえた施策の推進 ～手話講習会・フォローアップ講座の開催～ ～区議会本会議ライブ中継時の字幕配信～	10,424 千円
○失語症サロンの運営 ～意思疎通支援者による会話支援～	577 千円
○区立障害者施設送迎バスへの訪問看護師の添乗 ～利用者の安全性を高め、重度障害者の受入体制を強化～	20,948 千円

【子ども】分野／すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

○子どもの権利擁護の推進 ～「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向け、審議会を開催～	729 千円
○「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定	493 千円
○ヤングケアラーの支援 ～高校生世代への実態調査を実施～ ～LINEを活用した相談の実証実験～	11,479 千円
○「子どもイブニングステイ」の実施	23,211 千円
○児童養護施設退所者等の自立支援の実施	6,094 千円
○乳幼児一時預かり利用申込みシステムの導入準備	3,598 千円
○ベビーシッター利用支援事業の実施	94,532 千円
○「（仮称）杉並区こども誰でも通園制度」の試行的事業の実施	89,724 千円
○区立児童相談所の整備 ～既存建物の解体工事・建設工事に着手～	909,041 千円
○学童クラブ待機児童の解消に向けた取組	156,362 千円
○高円寺東保育園の移転整備 ～旧杉並第八小学校跡地を活用した複合施設～	488,151 千円
○デジタル技術を活用した学童クラブ・放課後等居場所事業の運営	25,993 千円

【学び】分野／共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

○教育相談体制の充実 ～スクールカウンセラーの拡充・スクールソーシャルワーカーの段階的な学校配置～	75,470 千円
○部活動指導員、外部指導員の配置拡充	41,040 千円
○小・中学校の改築 ～中瀬中・富士見丘中・神明中の改築～ ～高井戸小の増築～ ～杉並第一小の基本実施設計～	2,806,429 千円
○小・中学校の長寿命化改修	2,310,090 千円
○済美養護学校の教育環境整備	611,139 千円
○学校トイレの洋式便器化の推進 ～既存校 5校 145基改修～	150,000 千円
○図書館サービスの充実 ～I C タグシステム利用による利便性の向上～ ～閲覧席への座席予約システムの導入～ ～高円寺図書館の移転改築・開設～	1,107,245 千円
○学校給食費無償化の実施 ～区立小中学校等の給食費無償化、国私立等小中学校給食費相当を助成～	2,337,580 千円
○学校徴収金の公会計化の実施準備	110 千円

【文化・スポーツ】分野／文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

○多文化共生基本方針の策定	1,120 千円
○文化芸術活動助成の拡充 ～若手アーティスト文化芸術活動助成の新設～	2,000 千円
○障害者が気軽にスポーツに親しむユニバーサルタイムの拡大 ～荻窪体育館・上井草スポーツセンターで実施回数拡大～	5,095 千円
○下高井戸おおぞら公園多目的スポーツコート管理棟の整備着手 ～環境に配慮したZ E B化を実施～	191,039 千円

2. 令和6年度杉並区各特別会計予算

(国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計)

(単位：千円)

会 計	予 算 額	対前年度比	
国民健康保険事業会計	53,491,356	△ 333,995	99.4%
介護保険事業会計	44,225,634	△2,543,108	94.6%
後期高齢者医療事業会計	15,839,388	86,024	100.5%